

分限取得必要単位表

僧階		教階		学階					
律師（36単位）		少僧都（18単位） 少僧都叙任必要単位全54単位（律師叙任必要単位36単位+下記の18単位の合計）		輔教（6単位）					
				得業					
				擬講（10単位）					
法然上人の生涯と思想	12	浄土教の思想と展開 (三部経・選択集・三巻書・円頓戒等)	12	宗教学、社会福祉学、臨床心理学等の概論科目	4	○大正大学または佛教大学の学部若しくは大学院並びに佛教大学通信教育課程において、少僧都叙任に必要な科目18単位を修得し、その大学を卒業または修了した者 ○大正大学または佛教大学の仏教専修科において、少僧都叙任に必要な科目18単位を修得し、修了した者 ○大正大学または佛教大学における科目等履修生として年以内に、少僧都叙任に必要な科目18単位を修得し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学を除く大学卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められた者	浄土学に関する研究科目	6	
浄土学の基礎									
三部経の思想									
浄土宗日常勤行式の解説									
浄土教の歴史									
選択集の思想									
浄土宗の歴史									
釈尊の生涯と思想	6	仏教の受容と展開	6	伝道Ⅱ	2	○大正大学または佛教大学における科目等履修生として年以内に、少僧都叙任に必要な科目18単位を修得し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学を除く大学卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められた者	仏教学に関する研究科目	4	
仏教学の基礎									
日本仏教の歴史と教え									
現代社会と人間	6	○大正大学または佛教大学の学部若しくは大学院並びに佛教大学通信教育課程において、律師の単位（36単位）の他、上記18単位を修得し、その大学を卒業または修了した者 ○大正大学または佛教大学における科目等履修生として、3年以内に律師の単位（36単位）の他、上記18単位を修得し、かつ、学校教育法に定める大学を卒業し、またはこれと同等以上の学力があると認められる者 ○少僧都検定試験に合格した者	12	○大正大学または佛教大学の学部若しくは大学院並びに佛教大学通信教育課程において得業の要件の他、上記6単位を修得し、修了した者		○大正大学または佛教大学の学部若しくは大学院並びに佛教大学通信教育課程において得業の要件の他、上記10単位を修得し、浄土学若しくは仏教学関連の卒業論文または修士論文を提出し合格した者			
浄土宗と加行（伝法と円頓戒）									
宗教法制									
仏教と人権									
仏教の儀礼と儀式									
法式（初級）	12	○大正大学または佛教大学の仏教専修科において、律師の単位（36単位）の他、上記18単位を修得し、修了した者 ○大正大学または佛教大学における科目等履修生として、3年以内に律師の単位（36単位）の他、上記18単位を修得し、かつ、学校教育法に定める大学を卒業し、またはこれと同等以上の学力があると認められる者 ○少僧都検定試験に合格した者							
法式（上級）									
伝道Ⅰ（念仏講話）									
詠唱									

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105